

平成25年

# 上砂川町議定会議録

第2回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成25年第2回定例会

#### 第1号(6月12日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
厚生建設常任委員長 斎藤勝男の報告	4
斎藤勝男の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	5
副町長の(株)上砂川振興公社平成24年度決算並びに平成25年度事業計画報告	5
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	8
報告第1号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)」 (承認)	9
報告第2号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号)」(承認)	11
議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	14
議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	14
議案第31号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)	15
休会について	19
散会の宣告	19

#### 第2号(6月14日)

議事日程	21
会議録署名議員	21
開議の宣告	21

会議録署名議員指名について .....	2 1
一般質問 .....	2 1
吉    川            洋 .....	2 1
教育長 林    智 明 .....	2 2
川    岸    清    彦 .....	2 3
町長 貝 田 喜 雄 .....	2 4
伊    藤    充    章 .....	2 6
企画振興課長 飯 山 重 信 .....	2 6
議案第 2 7 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） .....	2 7
議案第 2 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） .....	2 7
議案第 2 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（原案可決） .....	2 7
議案第 3 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（原案可決） .....	2 7
議案第 3 1 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）（原案可決） .....	2 7
調査第 2 号 所管事務調査について（許可） .....	2 9
派遣第 1 号 議員派遣承認について（承認） .....	2 9
閉会の宣告 .....	2 9

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	×
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○
企 画 振 興 課 参 事	是 洞 春 輝	○	—
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○
技 師 長	佐 藤 康 弘	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○

平成 2 5 年

上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 1 日）

6 月 1 2 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 1 時 2 3 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
6 月 1 2 日～6 月 1 4 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告  
総務文教常任委員会・厚生建設常任委員会（斎藤委員長）
  - 3) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（斎藤議員）
  - 4) (株) 上砂川振興公社平成 2 4 年度決算並びに平成 2 5 年度事業計画報告（副町長）
  - 5) 例月出納検査結果報告（3・4・5 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 1 号 専決処分報告について「平成 2 4 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）」
- 第 7 報告第 2 号 専決処分報告について「平成 2 4 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」
- 第 8 議案第 2 7 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 2 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議案第 2 9 号 北海道市町村総合事

務組合理約の変更について

- 第 1 1 議案第 3 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 1 2 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 2 7 号～第 3 1 号は、提案理由・内容説明までとする。

---

○会議録署名議員

2 番 川 岸 清 彦  
3 番 吉 川 洋

---

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで 4 月の人事異動によりまして担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。教育委員会の前田次長です。

○教育次長（前田 厚） 4 月 1 日付で教育次長を拝命いたしました前田でございます。よろしくお願いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま

す。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、2番、川岸議員、3番、吉川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について常任委員長から報告を求めますが、このたびは総務文教常任委員会と厚生建設常任委員会の合同調査となっております。したがって、代表して斎藤委員長に報告を求めます。斎藤委員長。

○厚生建設常任委員長（斎藤勝男） 総務文教常任委員会、厚生建設常任委員会合同福井市鶉地区視察、交流会結果報告について。

お手元に配付資料もご参照願います。

それでは、福井市鶉地区視察、交流会結果報告を申し上げます。

調査期間は、平成25年5月21日から24日までの4日間であります。

視察、交流の目的は、本町の母村である福井市鶉地区の歴史と文化を学び、地域活動を担う人々と親睦を図ること。また、昨年開始されました小学生の交流事業に寄与するため、北陸地方に対する見識を広めることであります。

参加委員は、議長と総務文教常任委員会の横溝委員を除く3名、厚生建設常任委員会の全員に奥山副町長が同行し、随行員は中島議会事務局長でございます。

このたびの視察は、具体的な目的を次の3点とし、実施をいたしました。1点目は母村の現況と歴史、文化を学び、福井市鶉地区の方々とのきずなを結ぶこと、2点目は地名の鶉の由来を知ること、3点目は福井市市議会への表敬訪問であります。

視察、訪問結果であります。1点目につきましては福井市鶉地区は福井市西部に位置し、平成25年5月1日現在で988世帯、人口3,309人、主産業は農業とのごとでございます。同地区は、明治22年に鶉村として誕生以来幾多の字名を変更、合併し、昭和42年、福井市に編入され、現在に至っております。訪問初日に交流会を実施し、福井市、清水副市長、鶉小学校、岩田校長を初め自治会関係者と鶉の里づくり委員会関係者など15名と交流を図りました。翌日の22日は、鶉地区公民館において前日の出席者と地元の発展に大きく寄与した杉田定一翁と山内甚之助翁の縁者の出席のもと鶉地区の概要と活動拠点の公民館と鶉の里づくり委員会、そして各自治会が連携し、地域の交流事業を行っていることなどの説明を受けた後、意見交換会を行い、館内見学をいたしました。展示室には、以前本町が訪問した際のスナップ写真、また昨年8月の中央小学校児童の訪問写真も展示され

ておりました。その後地区内視察として鶉小学校、郷土の大偉人、杉田定一、鶉山翁の墓、山内甚之助翁の生誕の地、福井藩主、松平氏の別邸養浩館、郷土歴史博物館、戦国時代の越前の国の守護職、一乗谷朝倉氏の遺跡を見学、福井市及び福井市鶉地区の歴史、文化について見聞を広めました。

2点目の地名の由来につきましては、鶉の里づくり実行委員会発行の「鶉の里物語」の中に鶉という文字が初めて登場しております。600年ほど前に越前の国の守護職、朝倉氏の荘園の地名として鶉の荘という名前が出てきます。また、江戸時代句会を開いた際に鶉地区の出身の俳人が鶉山一鳥という名前で出席しており、この鶉山とは鶉地区内の幾つかの自治区の総称だろうと言われております。鶉地区の人々は、明治以来多くの字名が変更される中であっても鶉という名称を残すため懸命に活動したとお聞きしました。また、交流会に出席された方々から上砂川町は福井県鶉村の分村だと認識していますとお話がありました。

3点目の市議会表敬訪問であります。鶉地区出身の谷本市議に同行をいただき、実施をいたしました。あいにく見谷議長は公務出張のため不在でしたが、野嶋副議長が応接していただき、堀内議長から本町と鶉地区のご縁と交流について、また小学生の相互交流事業について経緯を説明したところ、大いに歓迎すべきであるとの意向が示されました。

以上、報告とさせていただきますが、福井県鶉地区への訪問は母村、鶉地区の多くの方々との交流を通じてお互いのきずなを確かめ合う上で極めて有意義であったと思いますし、小学生の相互交流事業につきましてもことしは鶉小学校の子供たちが本町に参ります。この交流がたくさんの思い出になるよう願うものでございます。

なお、不足の点がありましたら、資料等が事務局に保管しておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 砂川地区広域消防組合議会について。

標記の件につき、平成25年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成25年5月31日（金）午前10時。

2、場所、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第2号 財産の取得について。

4、結果、慎重審査の結果、各議件とも全会一致原案のとおり可決されております。

なお、資料につきましては事務局に保管しております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、株式会社上砂川振興公社の平成24年度営業報告、決算報告並びに平成25年度事業計画報告について。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして株式会社上砂川振興公社の経営状況等につきましてご報告を申し上げます。

お手元に配付しております振興公社の平成24年度営業報告書、決算報告並びに平成25年度事業計画書をごらん願います。

1ページ、1の決算の概要でございます。株式会社振興公社は、平成19年度に上砂川町より施設並びに周辺の土地を購入して上砂川岳温泉パンケの湯の独自運営に入り7年目を迎え、健康の里づくりプロジェクト事業を中心に、無料送迎バスの運行など、各種健康づくりイベントの開催のほか、法要後宴会誘致や集客プランの企画などの営業展開により、独立採算の基本理念のもとに温泉経営に努めてまいりました。長引く経済不況の中、パ



ンケの日、火曜割引日などの割引やプレミアム回数券などのキャンペーン販売により、日帰り入館者数は増加となりましたが、このことによりまして客単価は減少となり、厳しい運営を強いられているところであります。

詳細な内容についてご説明申し上げます。1ページ下段の収入区分別売上高平成23年度比較に記載のとおり、利用収益は前年度対比3.9%、446万1,000円減の1億966万8,000円となり、これに町助成金として入浴料助成金1,400万円、入湯税分540万円、国民休養地分460万円の合計2,400万円と雑収入といたしまして雇用継続奨励金28万6,000円、消費税還付金228万5,000円など291万2,000円を加えた1億3,658万円が平成24年度の事業収益総額となりました。

次に、2ページの事業実施に係る経費の主な内訳をごらん願います。支出にありましては、人件費が前年度比5.1%、236万8,000円減の4,449万1,000円となり、人件費を除く管理経費のうち燃料費につきましては燃料単価の高騰等により前年度対比7.5%、114万8,000円の増の1,637万3,000円、光熱水費では浴場用水道料金の一部適用によりまして前年度対比5%、73万8,000円減の1,402万5,000円、修繕費では建築後15年経過による補修箇所を増により前年度対比33.3%、150万5,000円増の602万1,000円、仕入れでは食堂売り上げの減少によりまして前年対比6.9%、200万8,000円減の2,248万7,000円となったところであります。支出総額は1億3,587万5,000円となり、差し引き70万5,000円の経常利益から法人税等31万5,000円を差し引いた39万円が当期純利益となっております。

(2)の入り込み客数の状況をごらん願います。日帰り入館客数は前年度対比1%、1,019人増の10万2,264人、宿泊客数は前年度対比6.7%、391人増の6,206人で、全体では前年度対比1.3%、1,410人増の10万8,470人となったところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から4ページの(4)、宿

泊客対策までにまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

4ページ下段から庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要を記載しておりますが、公社の発行済み株式は③番の資本金以下に記載のとおり平成24年度において1,952株、9,760万円の減資と400株、2,000万円の増資によりまして、平成25年3月31日現在の資本金は7,747株、3億8,735万円となり、株式の100%を町が所有しております。

6ページには、施設の利用状況の資料を添付してございますので、後ほどごらん願いたいと存じます。

続きまして、7ページ、貸借対照表でございます。振興公社の年度末における資産と負債の額につきましては、それぞれ4億869万2,009円となり、流動資産等各項目の詳細につきましては8ページに貸借対照表明細書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

9ページ、損益計算書でございます。公社全体の損益につきましては、先ほど全体の収支について述べさせていただきましたが、損益計算書下から3行目のとおり税引き前当期純利益金額は70万5,821円となり、これから法人町民税、道民税31万5,000円を差し引いた39万821円が当期純利益金額となります。

10ページの販売費及び一般管理費につきましては、9ページ、損益計算書中段の販売費及び一般管理費1億1,314万9,322円の詳細でございますので、後ほどごらん願いたいと存じます。

11ページ、株主資本等変動計算書でございます。利益剰余金に記載のとおり、当期純利益金と資本金の減資による当期変動額を前年度までの繰越損益であります7,261万2,204円の累積赤字に充当いたしまして、当期末現在の繰越損益につきましては37万8,617円の黒字となるものでございます。

続きまして、平成25年度の事業計画についてご説明申し上げます。13ページの1番、基本方針であります。平成25年度は、電気料、燃料費などの

高騰に加え、近隣施設の入浴料引き下げ等を考慮しつつ、前年度並みの収益確保を前提といたしまして年間入館者数目標を前年度入館者数の10万8,000人とし、利用収益を前年度対比3.4%、374万円増の1億1,340万8,000円を目標に掲げ営業努力をいたします。支出にありましては、燃料価格の高騰による燃料費の増加や電気料の引き上げにより営業経費の負担が大きくなっていくことから、人件費を初め仕入れ原価抑制や各種管理経費の削減に努めてまいります。

次に、2の部門別事業計画であります(1)の日帰り部門にありましては毎週火曜日、入館割引デーの年間継続設定や優待つき回数券の販売を実施するほか、無料送迎バスの運行や祝日、祭日などに合わせたイベント開催と館内露店の展開、インターネット利用など宣伝活動の実施による集客向上を図ってまいります。

(2)の宿泊部門にありましては、訪問販売等を行う営業サラリーマンや工事関係者の宿泊確保のほか、インターネットから直接予約ができるじゃらんnet宿泊サービス、毎月22日を夫婦の日と設定したプラン等の継続や旧ロジの活用、そして町職員の協力を得ながら官公庁、各種団体へのPR活動の実施、さらに町実施事業との連携強化を図り、誘客に努めてまいります。

(3)のレストラン、宴会部門にありましては、季節感のあるメニューの創造、またはイベントに合わせた料理、月間ごとの新メニュー等の販売を継続して実施するとともに、宴会誘致策といたしまして町内外事業所、各種団体等の訪問のほか、法要後会食のPR等を引き続き実施してまいります。また、運動会デリバリーの実施はもとより、自宅での宴会デリバリーの実施を継続して行うほか、仕入れ価格の見直しを行いつつ経費の軽減を図ってまいります。

(4)、売店部門につきましては、各商品の販売状況を把握し、顧客ニーズに沿った商品選択を行うとともに、特設ワゴンでの廉価販売などを継

続し、売り上げ向上に努めてまいります。

(5)、特産品開発販売部門につきましては、本年度新たにニジマスを活用した町特産品化に向けた開発、販売研究を町からの委託事業として実施してまいります。これは、昨年試作販売を行いましたニジマス薫製が好評だったことから、町産ニジマスを活用した特産品として薫製やその他の商品活用方法について調査研究、開発をするもので、今年度は主に町産ニジマスの薫製の作成、販売を目標とし、レシピの研究やパッケージなどの開発を進め、秋ごろをめどに期間限定での販売を目指すこととしております。

続きまして、3の事業予算であります(1)の収入を1億4,299万5,000円、支出を1億4,260万4,000円とし、差し引き39万1,000円の予算とするもので、詳細につきましては16ページの収支計画明細書により説明をさせていただきます。収入であります(1)の利用収益といたしまして入館料2,336万5,000円、町民無料券等999万1,000円、宿泊料2,357万7,000円、以下手数料までの合計で1億1,340万8,000円を見込み、営業外収益の補助金等の2,958万7,000円につきましては入館料助成金などのほか、本年度新規に町からの委託事業のニジマス特産品化に向けた委託料530万1,000円を見込み、事業収益合計で1億4,287万円としたところであります。

続きまして、費用でございます(1)の人件費と厚生福利費で5,345万1,000円のほか、主なものでは燃料費1,693万円、光熱水費1,556万円、仕入れ2,190万円等を見込み、事業費用合計で1億4,260万4,000円とし、差し引き39万1,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

ただいま説明いたしました内容につきましては、15ページの損益計算書にまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、今期の振興公社の役員体制でございますが、13ページにお戻りいただきたいと思います。13ページ下段に新役員体制を記載してございま

す。公社の経営及び営業体制の強化を図るため、代表取締役につきましては永井会計管理者が就任いたしました。私につきましては相談役として引き続き公社の運営にかかわり、また会計処理におけるチェック体制の強化を図るため、民間人の登用を図るため町代表監査役でもございます横林典夫氏に監査役に就任していただきましたことを報告をさせていただきます。

以上が振興公社の事業計画、収支計画でございますが、振興公社にありましては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からのさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3、4、5月分のおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成25年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特にご報告申し上げます。町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政報告を申し上げます。

平成25年第1回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しております報告書のおりでございますが、福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業と英語指導助手の採用の2件につきましてご報告申し上げます。

初めに、福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー1をご参照願いたいと思います。小学生交流事業につきましては、昨年度本町の小学校5、6年生4名が8月に福井市鶉地区を訪問し、鶉地区の地域の方や鶉小学校の児童と交流をしてきたところであり、この事業は相互交流事業でありますので、本年度鶉小学校の児童を受け入れるため、昨年より福井市鶉地区の鶉の里づくり委員会と協議を進めてきたところ、去る5月に鶉の里づくり委員会から訪問概要が示されたところあります。

資料の平成25年度の交流事業の概要であります。訪問日は7月25日木曜日から27日土曜日までの2泊3日となっております。訪問者の内訳につきましては小学校5年生男女1名ずつの2名、6年生は男子1名、女子3名の4名、引率者は鶉小学校校長、鶉地区公民館職員の2名で、福井市の副市長も同行する予定であり、合計9名が本町を訪問することになったところであります。

行程であります。初日の25日は昼ごろ本町に到着する予定で、町内を見学した後、子供たちは中央小学校の6年生が学校に宿泊するレクキャンに参加し、焼き肉や花火、肝試しに参加する予定であり、2日目の26日には中央小学校の4年生以上の子供たちとゲームをするなどして交流を深め、近隣市町を見学した後、鶉本町の神社や開拓の碑を見学するなど地域の方との交流も計画しております。その日の夜は、ウエルカムパーティーを開催する予定であります。この相互交流事業

は子供たちの交流がメインでありますので、昨年度福井市鶉地区を訪問した4名の子供たちや中央小の児童会の役員にも参加してもらい、子供たちの交流を図っていきたいと考えております。

なお、事業の詳細につきましては、昨年度立ち上げました教育委員会と小学校PTA及び小学校で構成する実行委員会において受け入れ内容を協議いたしますが、昨年本町から鶉地区を訪問した子供たちからは温かい歓迎を受け楽しい4日間だったと聞いておりますので、本町におきましても訪問に来る子供たちの記憶に残るような対応をしていきたいと考えているところであります。

後ほど予算の中で説明をさせていただきますが、事業費につきましては福井市鶉地区小学生交流事業実行委員会への補助金として35万円の補正予算を提案するものであります。今後におきましては、この小学生相互交流事業が本町と鶉地区のお互いにとって有意義なものとなるよう福井市鶉地区との連携を強化し、小学生相互交流事業の内容の充実を図り、近い将来学校同士の交流、さらには中学校の交流に発展することを期待するものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2件目の英語指導助手の採用につきましてご報告申し上げます。資料ナンバー2をご参照願います。現在の英語指導助手であるレノックス・ピーター氏が本年8月3日をもって5年間の最長任用期間を終了することから、新たな英語指導助手を採用するため、昨年からは北海道と調整を行ってきたところ、去る5月に北海道から採用予定者の紹介があったところであります。本町の採用条件としては、国籍にはこだわらず、単身ではなく既婚者を優先するよう事前要望調書を提出しており、今回紹介された英語指導助手は、カナダ国籍のバーマン・マイケル氏、30歳で、家族構成は妻と5歳の子供の3名となっており、これまでの経歴につきましては岐阜県高山市で英語指導助手を4年間経験し、子ども保護社会センターなどにも勤務されるなど大変期待できるところで

あります。マイケル氏につきましては、ピーター氏同様中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導、小学校5、6年生には基礎学力の指導のほか、本町の単独事業であります小学校4年生以下の授業と月1回土曜日に実施しておりますグットイングリッシュ、さらには保育園での英語になれ親しむための事業も継続していきたいと考えているところであります。

契約期間は、本年7月29日から来年7月28日までの1年間となりますが、最長で5年間再任用することが可能であります。住宅につきましては、これまでの英語指導助手は単身者のため、単身者住宅を提供しておりましたが、今回は既婚者であることから、鶉本町の平家の職員住宅を提供することとし、修繕費や家具等生活支援用品に係る関係予算につきましては、補正予算におきまして提案するものであります。今後におきましては、地域に密着した英語指導助手となるよう町民と交流する機会を設けるなどして対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

---

### ◎報告第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、報告第1号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第1号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)

補正の理由といたしましては、地方譲与税、地方交付税の増額と地方消費税交付金、地方特例交付金の減額に係る歳入予算について補正し、財政調整基金の積立金について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第1号、予算書本文をご参照願います。報告第1号 平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）。

平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,920万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月29日専決

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの補正予算につきましては、提案理由にございますとおり地方譲与税、地方交付税の歳入増額分と地方消費税交付金、地方特例交付金の歳入減額分につきまして歳入補正をし、財政調整基金に歳出として積み立てるものでございます。

2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款地方譲与税60万円の追加で、1,460万円となります。

1項地方揮発油譲与税130万円の追加で、430万

円となります。

2項自動車重量譲与税70万円の減額で、1,030万円となります。

6款地方消費税交付金250万円の減額で、3,350万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金100万円の減額であります。

1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税1億5,290万円の追加で、17億3,602万2,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が1億5,000万円の追加で、29億6,920万円となります。

2、歳出、2款総務費1億5,000万円の追加で、3億7,933万5,000円となります。

1項総務管理費1億5,000万円の追加で、3億6,627万3,000円となります。

歳出合計が1億5,000万円の追加で、29億6,920万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費1億5,000万円の追加で、2億6,520万2,000円となります。25節積立金で1億5,000万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、4ページ、歳入でございます。2、歳入、地方譲与税、地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税130万円の追加で、430万円となります。交付決定による追加でございます。

地方譲与税、自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税70万円の減額で、1,030万円となります。

地方消費税交付金、地方消費税交付金、1目地方消費税交付金250万円の減額で、3,350万円となります。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金100万円の減額であります。いずれも交付決定による減額精査でございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1億5,290万円の追加で、17億3,602万2,000円となり

ます。普通交付税で290万円を、特別交付税で1億5,000万円の追加でございますが、それぞれ交付決定による追加となるものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

## ◎報告第2号

○議長（堀内哲夫） 次に、日程第7、報告第2号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）」の提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項及び町長専決処分事項指定について第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）

補正の理由といたしましては、医療収入の歳入増額に係る歳入予算について補正し、医業費について歳出予算の補正をするものであること。

それでは、報告第2号、予算書本文をご参照願います。報告第2号 平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,555万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第2号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入90万7,000円の追加で、7,490万8,000円となります。

1項診療収入、同額であります。

歳入合計が90万7,000円の追加で、1億1,555万8,000円となります。

2、歳出、2款医業費90万7,000円の追加で、5,046万7,000円となります。

1項医業費、同額であります。

歳出合計が90万7,000円の追加で、1億1,555万8,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、医業費、1目医業費90万7,000円の追加で、5,046万7,000円となります。11節需用費で投薬日数等の増加によりまして薬品費に不足が生じたことから、90万7,000円を追加するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入12万2,000円の追加で、1,012万3,000円となります。

2目保険者負担収入78万5,000円の追加で、6,478万5,000円となります。いずれも歳出で説明いたしました薬品費の増加に伴います診療収入の追加をするものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成24年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）」は、承認することに決定いたしました。

---

### ◎議案第27号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めますが、条例本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、条例本文の読み上げは省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、議案第27号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー3をごらん願いたいと存じます。このたびの改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、この法律に準拠し規定しております上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございます。初めに、(1)、個人住民税に係る改正でございます。①の住宅ローン控除の延長及び拡充につきましては、住宅ローンによりマイホーム等を新築等により取得した場合、その住宅ローンの年末残高を基礎といたしまして計算した金額を所得税から控除してござい

すが、所得税から控除し切れなかった額につきましては翌年度分の個人住民税から控除することとなっております。このたびの改正につきましては、控除対象となる居住年について現行平成25年12月までの期限を4年間延長いたしまして、平成29年12月までとするものでございます。また、控除限度額につきましては、現行5%、最高で9万7,500円を平成26年度4月以降の居住者につきましては消費税の引き上げに伴いまして7%、最高で13万6,500円に引き上げるものでございます。

続きまして、②の復興支援のための税制上の特例でございますが、東日本大震災により所有していた居住用家屋が滅失した場合、居住の用に供することができなくなったものの相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたとみなしまして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税軽減の適用を受けることができるように改正するものでございます。

③のふるさと寄附金に係る寄附金控除の改正でございます。現在地方公共団体等に対しまして寄附を行った場合、2,000円を超える寄附金額を所得税と個人住民税より寄附金額控除としておりますが、平成25年から平成49年までの復興特別所得税の創設に伴い、こちらの税にも対象となることから、平成26年度から平成50年度までこの復興特別所得税からも控除をすることとし、控除額分につきましては個人住民税の控除額を減額する内容となっているものでございます。これによりまして所得税の控除額は増額となりますが、住民税の控除額との調整によりまして寄附金控除額全体といたしましてはこれまで同様となるものでございます。

続きまして、(2)、国民健康保険税に係る改正でございます。このたびの改正につきましては、軽減特例措置の延長等でございます。①につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割の軽減を受けている世帯の方が国保から後期高齢者医

療へ移行した場合、5年間に限り国保の被保険者でなくなったものも含め軽減の対象基礎額を算定してございましたが、5年という軽減対象期間を撤廃し、恒久的な措置にするものでございます。

②につきましては、国保加入者が2人世帯で1人が後期高齢者医療へ移行した場合、その世帯に対し平等割額について5年間に限り2分の1を軽減してございましたが、6年目から8年目までにおいて平等割額を4分の1でございしますが、軽減を新たにするものでございます。

(3)の延滞金の改正でございますが、国税の見直しに合わせまして地方税に係る延滞金の利率を引き下げるもので、納期後1カ月以内の現行利率7.3%を3%に、納期後1カ月以上の現行14.6%を9.3%に改正するものでございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略させていただきたいと存じますので、よろしくご審議願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### ◎議案第28号

○議長(堀内哲夫) 日程第9、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次



のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、戸籍事務の電算化に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍事項の証明書の交付に関する規定を定めるため、関係条項の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第28号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、戸籍事務につきまして中空知5市5町による戸籍システムの共同運用により電算処理を行うことに伴い、現行の手数料は電算処理後も従前と同額でございますが、戸籍法の規定による電算情報処理に関する関係規定を追加するため、上砂川町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、これまで紙媒体で管理しておりました戸籍簿につきまして、本年9月30日から電算処理を開始することに伴い、紙媒体から磁気ディスクのデータとして調製され、戸籍及び除籍謄本等は磁気ディスクをもって調製された戸籍または除かれた戸籍に記録されている事項の証明した書面となる規定を追加するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町手数料条例の一部を改正する条例。

上砂川町手数料条例（平成12年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表1（第2条関係）第1項第1号中「謄本又は抄本の交付」を「謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に改め、同項第3号中「謄本又は抄本の交付」を「謄本若しくは抄本の交付又は同法第12

0条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付」に改める。

附則

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第29号 議案第30号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第10、議案第29号と日程第11、議案第30号については、関連性がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてと日程第11、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第29号並びに議案第30号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

次に、議案第30号であります。議案第30号 北

海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、本事務組合を組織する地方公共団体等の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第29号及び議案第30号について一括して内容の説明いたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の組合理約の変更に関するものでございます。

内容につきましては、両組合とも提案理由にございますとおり新たに北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、組織する団体に変更が生じますことから、それぞれの組合理約の内容を変更するものでございまして、構成する各自治体において議会の議決後、おのおの組合において組合理約の変更に関する総務大臣の許可を得るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。初めに、議案第29号でございます。北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する組合理約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に

「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則

この組合理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第30号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する組合理約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則

この組合理約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第31号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第31号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,050万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月12日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第31号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、18款諸収入220万円の追加で、1億5,535万1,000円となります。

5項雑入220万円の追加で、1億4,108万4,000円となります。

20款繰越金3,450万円の追加で、3,450万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,670万円の追加で、28億7,050万円となります。

2、歳出、2款総務費1,917万8,000円の追加で、5億1万4,000円となります。

1項総務管理費1,917万8,000円の追加で、4億3,591万2,000円となります。

3款民生費812万円の追加で、5億6,208万2,000円となります。

1項社会福祉費642万円の追加で、4億9,841万円となります。

2項児童福祉費170万円の追加で、6,313万2,000円となります。

4款衛生費193万5,000円の追加で、1億8,673万6,000円となります。

1項保健衛生費133万5,000円の追加で、8,135万6,000円となります。

2項清掃費60万円の追加で、1億538万円となります。

7款商工費420万円の追加で、5,897万4,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費520万円の追加で、2億7,113万5,000円となります。

2項道路橋りょう費520万円の追加で、9,128万6,000円となります。

10款教育費512万円の追加で、9,335万2,000円となります。

1項教育総務費35万円の追加で、733万6,000円となります。

2項小学校費430万円の追加で、3,274万1,000円となります。

3項中学校費47万円の追加で、3,212万8,000円となります。

13款職員費705万3,000円の減額で、5億5,837万5,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が3,670万円の追加で、28億7,050万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費202万8,000円の追加で、4,048万4,000円となります。事務処理調査委員会委員及び弁護士報酬を追加するものでございます。

5目財産管理費1,400万円の追加で、3,923万9,000円となります。11節需用費で職員住宅の修繕料といたしまして鶉本町職員住宅1棟2戸、下鶉職員住宅2棟4戸の水洗化、屋根のふきかえ等の修繕料を追加するものでございます。鶉本町職員住宅の1戸につきましては、教育長教育行政報告にもございましたとおり外国人講師が入居することとなっているもので、下鶉職員住宅につきましては現在3戸が空戸となつてございますが、今後の職員の入居状況を見ながら、一般住民への開放をするために修繕するものでございます。

11目地域振興費315万円の追加で、873万円となります。11節需用費で修繕料といたしまして融雪等により破損いたしました水源公園内の木柵等の修繕料を追加するものでございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。自治会連絡協議会

補助金といたしまして220万円を追加するもので、自治総合センター助成事業を活用し、地域交流事業の円滑な実施をするため、本年度につきましては太鼓と太鼓のやぐら台を整備するため予算計上するものでございます。

次ページでございます。民生費、社会福祉費、6目地域包括支援センター費642万円の追加で、1,170万4,000円となります。地域包括支援センター業務につきましては、当初業務委託をすることとして業務委託料を計上してございましたが、所管官庁でございます厚生労働省より介護保険については広域連合で実施しており、町が業務委託をすることは好ましくないとの見解が示されたことから、6月3日に役場庁舎に事務所を移転し、町が引き続き運営するため、職員1名分の人件費のほか、運営に要する賃金、経常経費の組みかえをするものでございます。

続きまして、民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費170万円の追加で、4,684万5,000円となります。

お手元に配付しております資料ナンバー4をごらん願います。このたびの補正予算につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料を計上するもので、子ども・子育て支援の概要につきまして説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法の公布によりまして、市町村につきましては国の基本方針を踏まえ、教育、保育、子育て支援事業の実施に関する基本計画の策定が義務づけられ、子ども・子育て支援法の趣旨、目的につきましては資料に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

2の支援事業計画でございますが、計画期間につきましては平成27年度から31年度までの5年間の計画としており、計画の内容につきましては地域での子育て等に係るニーズを把握し、地域における給付、事業の需要見込みと供給体制の確保等の内容を盛り込む計画となっております。策定に当たりましては、多くの関係者の意見反映が必

要となることから、合議制の機関の設置が求められ、本町におきましては子育て支援ネットワーク会議を活用することとしております。

計画策定のスケジュールでございますが、平成25年度におきましては、小学生以下の子供を持つ保護者を対象としたニーズ調査を行い、調査結果の取りまとめ、分析、さらには計画策定の準備を行い、平成26年度においてニーズ調査の結果を踏まえた計画書を策定するものでございます。

計画策定に当たりましては、国の基本方針に沿った調査項目のほか、町独自の項目を加えたニーズ調査を行い、これらのニーズ調査の取りまとめ、さらには分析、そして子育て支援事業計画の策定ということで、専門的知識と経験を持つ業者に業務委託をしなければいけませんので、そのために業務委託料を計上するものでございます。

続きまして、予算書本文にお戻りいただきたいと思っております。7ページでございます。衛生費、保健衛生費、3目環境衛生費133万5,000円の追加で、919万8,000円となります。11節需用費で下鴨共同浴場の煙突及びボイラーの修繕料といたしまして133万5,000円を追加するものでございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費60万円の追加で、7,129万4,000円となります。当初予算におきましてごみ収納ボックスの軽量化を3年計画で実施するため171台中50台の修繕料の予算計上をしてございましたが、これに新たに30台を追加し、期間を3年から2年とするため、60万円の修繕料を追加するものでございます。

商工費、商工費、2目企業開発費420万円の追加で、2,457万2,000円となります。

お手元に配付しております資料ナンバー5をごらん願います。ニジマス特産品化事業につきましては、当初予算におきまして特産品化に向けた調査研究等を振興公社に委託し、事業を実施することとして説明をしておりますが、現在水源地には1年魚用、2年魚用、3年魚用の3カ所の池によりニジマスの養殖を行っておりますが、このた

びニジマスの稚魚の越冬に成功したことから、2年魚用の池を増築し、4,000匹のニジマスの養殖を可能とするため、池を増築するものでございます。

増築する池につきましては、図面のピンクで示してございますが、ニジマスの池より西側に設置してございます既存のコイの池に新たに50立米の池を増築するもので、これによりまして現在300匹程度しかニジマスの提供ができませんでしたが、3年後には4,000匹までの提供をすることができ、特産品の安定した量産化を図るため、転落防止用の安全対策を含め修繕料として420万円を計上するものでございます。

なお、特産品化事業につきましては、冒頭申し上げましたとおり町から振興公社に委託し、事業を実施するため、一般会計におきまして池の増築を行い、振興公社におきましては水道職員の協力を得ながら特産品用のニジマスの養殖を行うものでございますので、ご理解願いたいと存じます。

予算書にお戻り願います。土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費520万円の追加で、9,128万6,000円となります。15節工事請負費でございますが、初めに下鶴地区大型側溝排水改修工事320万円の追加につきましては、下鶴中央線より砂川寄りのU字側溝102メートルの補強及び布設がえをするものでございます。朝駒工業団地内道路舗装補修工事135万円の追加は、共栄フード前の未舗装となっております道路47メートルを舗装するものでございます。西山線河川トンネル崩落コンクリート撤去につきましては、春の融雪によりましてさらに歩道等のコンクリートが崩落いたしましたので、これらを撤去するため65万円を追加するものでございます。なお、現在歩行者用として確保しています歩行者道路につきましては、トンネルの強度が保たれていることから、引き続き開通をしているものでございます。

続きまして、教育費、教育総務費、2目事務局費35万円の追加で、644万8,000円となります。19

節負担金、補助及び交付金でございますが、教育行政報告にて報告をさせていただきましたが、本年度実施する福井市鶴地区との小学生交流事業に係る経費につきまして、実行委員会への助成金を計上するものでございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費430万円の追加で、2,508万7,000円となります。11節需用費430万円の追加でございますが、小学校にございます和式トイレ16台中6台を洋式トイレに改修するため計上するものでございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費47万円の追加で、2,542万8,000円となります。こちらも教育行政報告にて報告いたしました。本年新たに赴任いたします外国人講師に係る生活支援用備品消費費の計上で、11節需用費におきましては寝具等の消耗品等17万円を計上し、次ページでございますが、18節備品購入費では洗濯機、ストーブ等の備品を購入するため30万円を計上するものでございます。

職員費、職員費、1目職員給与費705万3,000円の減額で、5億5,837万5,000円となります。地域包括支援センター職員1名の予算の組み替えによる減額でございます。

続きまして、5ページ、歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、5目雑入220万円の追加で、1億4,108万円となります。歳出で説明いたしました自治総合センターコミュニティ事業助成金として歳出同額の220万円を追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金3,450万円の追加で、3,450万円となります。前年度繰越金でただいま決算事務を進めてございますが、24年度決算で見込まれます繰越金5,045万9,000円の一部を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日13日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日13日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋

平成 2 5 年

## 上砂川町議会第 2 回定例会会議録（第 2 日）

6 月 1 4 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 4 0 分 閉 会  
直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

### ○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 2 7 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 8 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 2 9 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 6 議案第 3 0 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 7 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 2 7 号～第 3 1 号までは  
質疑・討論・採決とする。
- 第 8 調査第 2 号 所管事務調査について
- 第 9 派遣第 1 号 議員派遣承認について

### ○会議録署名議員

2 番 川 岸 清 彦  
3 番 吉 川 洋

### ◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、栗原教育委員長が所用のため欠席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 2 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、2 番、川岸議員、3 番、吉川議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### ◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

### ◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 3 番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3 番（吉川 洋） 第 2 回定例議会におきまして、教育委員会の委員体制について質問をさせていただきます。

従来本町では、教育と福祉の町という町是と言われるものがありました。しかしながら、十数年前より財政状況の悪化により行財政改革をしなければならなくなり、その結果、教育施策や福祉施策で縮減をしたものや、または取りやめをしたものもあります。それ以来久しく直接的な言葉としての町是としての教育と福祉の町という言葉が耳になくなったような感があるように思われます。しかし、その反面、この間歴代町長さんを初

め、とりわけここ数年来貝田町長を初めとする職員皆様の本当に身を切るようなご努力の結果、町財政は盤石と言えないまでも、ひところの状況から見ますと大変好転をしたように感じられます。今日までの貝田町長を初めとする職員の皆様方のご努力に対し、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

また、教育施策や福祉施策においても復活したものと新たな取り組みを行い、我が町の行政の根幹には常に教育と福祉の町という理念が綿々と生き続けていたことを確認ができ、心強く、また大変うれしく思う次第であります。

さて、町の将来の宝であります子供たちの教育、また社会環境を考えてみますと、現在全国的に学力の低下やいじめ問題が大きな社会問題として取り上げられております。子供たちは、常によりよい教育環境の中でいじめ等の問題にさらされることなく、みずからの目的に向け努力ができ、学力の向上を目指し、生き生きと心身の成長を望める教育を受けられるようにするのが我々の望みでもあり、また使命ではないかと考えるところであります。そのような子供たちの環境をつくるためには、学校現場の努力はもちろんのことですが、家庭、そして地域社会の協力、さらには教育委員会の充実した体制による適切な指導を伴う活動がより一層求められるものと思います。しかし、現状の教育委員会の委員体制を考えてみますと、教育委員長さんと教育長、それにもう一人の委員さんの3名体制であります。3名の体制による委員会活動、とりわけ会議のあり方等を客観的に考えてみますと、1名が提案説明、そしてまた教育長がそれを受け会議を進行したならば、残された委員は1名でございます。このような状態では、いろいろな立場や角度からの活発な意見交換を通しての審議は大変難しい状況ではないかと感じるところであります。もちろん委員の皆さんは大変ご努力をしていることは認めるところでありますが、よりいろいろな立場と角度から意見交換をし

てよりよい結果を導き出し、子供たちのためにより一層その使命と機能を発揮していただきたいと考えるものであります。そのためにより充実した委員会体制を整え、運営、活動ができるようにすることが不可欠と思われるところであります。

そこで、委員会の充実した体制を整えるためには、新たに女性を含めた委員の増員の検討について教育委員会としてのお考えをお尋ねをして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。林教育長。

○教育長（林 智明） 3番、吉川議員のご質問、教育委員会の委員体制についてお答えいたします。

初めに、委員の定数の推移につきましてご説明いたします。本町の教育委員は、旧教育委員会法に基づき定員を5名として教育行政の任に当たっておりますが、平成14年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、合議制の執行機関としての機能の保持とその能率化をあわせ考え、市町村の教育委員会の定数が原則5名をもって組織することとなりましたが、小規模といった特殊な事情がある町村にあっては条例で3名と定めることができることとなり、また定数を5名から3名に減員する場合には暫定的に定数を4名とすることができ、その期間は定数を4名とした日以後最初に任期が満了となる委員の任期満了日までの期間となっております。本町におきましては、平成17年12月に委員1名が任期満了による退任後定数が4名となり、その後平成18年9月に委員1名が任期満了となることから、上砂川町教育委員会の委員の定数を定める条例を制定し、定数を3名としたところであり、道内において定数3名となっている自治体は空知管内においては本町のほか月形町と秩父別町、留萌管内の遠別町の4自治体となっております。



ます。

議員の子供たちの教育環境をよりよくするためには、学校はもとより家庭、地域が連携、協力することが重要だとのこと意見につきましては、私も考えを同じにするもので、教育委員会といたしましても学校、家庭、地域が一体となって子供たちが活気があり、生き生きと育つ教育環境づくりに努めてまいりたいと考えております。教育委員3名では、いろいろな立場や角度から活発な意見交換や審議は大変困難な状況ではないか、またより充実した委員会体制を整えるため、新たに女性を含めた委員の増員を検討してはとのこと意見でございますが、本町の委員会は毎月1回の定例教育委員会のほかに年数回の臨時教育委員会を開催し、教育環境の整備など各種教育行政の案件を委員相互の意見交換や協議をしているほか、月1回開催されます上砂川中学校と中央小学校の校長、教頭が出席する校長、教頭合同会議にも教育委員3名が出席し、いじめ問題への対応や学力向上への取り組み、放課後教育の推進などについての学校教育、社会教育全般にわたり意見交換をしているところであります。また、幅広い分野から意見を聴取するため、昨年度から6名中3名が女性である学校評議員と意見交換を開催するなど、いろいろな角度からのご意見を拝聴しているところであります。

現在国におきましては、教育行政の権限と責任を明確にするため、民意を代表する首長が連帯して責任を果たせる体制にするを基本として、現行の合議制の執行機関から教育長の諮問機関やチェック機関にするなどの教育委員会制度の見直しを検討している状況にあります。このように教育委員会制度が今後どのように変化していくのかわからない状況にありますので、国の検討状況を注視しながら、あらゆる機会を通して多くの方々のご意見を拝聴し、意見交換をしながら、次世代を担う子供たちのために教育課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよ

うお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。吉川議員。

○3番（吉川 洋） 大変詳しいご答弁ありがとうございました。

1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、私のこの質問は教育委員会に対してさせていただいたものでございます。当然教育委員会のトップであります委員長さんにも確認をとり、答弁内容も確認をしていただいたというふうに私ども理解をさせていただいてよろしいですか。

○議長（堀内哲夫） 林教育長。

○教育長（林 智明） この件に関しましては、教育委員会の中でも何度も議論しております。そういうことでその議論の中の内容を今回答弁させていただいたということになっています。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいですか。

○3番（吉川 洋） はい、ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） では、あと再質疑はございませんか。

○3番（吉川 洋） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 川 岸 清 彦 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 私は、町長の憲法観について伺います。

現在大きな論議を呼んでいる憲法96条改正問題について、町長の所見を伺います。今7月の参議院選挙を前に憲法改正問題をめぐり大きな論議を呼んでいます。安倍首相は、憲法改正へ発議要件を3分の2以上から過半数に緩和するための憲法96条改正を自民党の参議院選挙の公約にすることを明言したからです。多くの国では、立憲主義を

とっています。立憲主義とは、国家機関が勝手に権力を振り回して専制政治に走ることを防ぐよう憲法の改正には普通の法律改正よりも厳格な手続を定めています。憲法96条において厳格な改正要件を規定しているのは、憲法の性格上当然です。憲法改正要件の緩和は、立憲主義の否定ではないでしょうか。

護憲や改憲のそれぞれの立場を超えて要件緩和に異論を出され、反対の声が出され、憲法96条改正反対の96条の会が5月下旬、憲法、政治学者を発起人として発足いたしました。ゆえに、町長の憲法96条改正問題、憲法観についての所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 1点でいいのですか。川岸議員、もう一本。

○2番（川岸清彦） 一緒にやっても……

○議長（堀内哲夫） やってください。2点目。

○2番（川岸清彦） 失礼しました。それでは次に、生活保護行政について伺います。

1点は、生活保護法改正法案が衆議院で賛成多数で可決し、現在参議院において審議されています。生活保護法改正法案について、関係者のほか少なからぬマスコミにおいて生活保護申請の手続の厳格化に伴い、申請のハードルが高くなり、真に保護を必要としている人たちにとって憲法25条、生存権に基づく申請が困難になるのではという懸念が指摘されています。改正案に対する所見並びに改正案が実施された場合における懸念について町長の所見を伺います。

2点目は、上砂川における生活保護の実態について伺います。過去5年間の対比で生活保護世帯類型及び人員、世帯状況、扶助別受給人員、稼働世帯の割合について伺います。

以上をもちまして私の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 2番、川岸議員の1件目のご質問、憲法96条改正問題についてお答えいたします。

初めに、憲法96条改正問題につきましては、内閣総理大臣である自民党、安倍総裁が発議要件である衆参各議院における発議議員の3分の2以上の賛成から2分の1以上の賛成で発議できるよう発議要件の緩和を行うために改正をしようとするもので、過日のマスコミ報道では人権や平和主義の条文の一部を除外する意向を示しつつも、来月7月に執行されます参議院議員選挙の争点としております。

この憲法96条改正問題に対する所見とのご質問ではありますが、道を初め多くの自治体の首長が発言を控えておりますように、この時期で町長としての立場での所見を述べることは相応ではないと考えるところであり、公式な回答は控えさせていただきたいと思っております。

しかしながら、ご承知のとおり日本国憲法は国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義の3大原則を柱として世界に誇る日本の一貫した民主主義を基礎としているもので、通常法律ではないみずからの法を改正するための要件を加重した、いわゆる硬性憲法であり、改憲問題に対しましてはそれぞれの政党の考え方や専門家の間でも賛成、反対、そして慎重論などの考え方や意見の違いもありますが、過日報道機関、朝日新聞社であります。憲法記念日を前に行った96条の改正についての世論調査におきましては、有権者の半数以上が異論を唱える調査結果となり、慎重さが浮かび上がったとの報道がされたところであります。このようなことから、改憲問題に限らず、いかなる政策課題等々に対しても真に国民の声を聞き、世論調査の結果を踏まえるなど民意を反映した国民中心の政治を行うことが各政党や政治家に求められているというふう考えるものでございます。この改憲問題に関しての基本的考えあるいは所見とするものではありませんが、少なくとも

各政党にあっては政争の具や参議院議員選挙での争点とすべきではないというふうに思うところがあります。目線を変え、言葉をかえますならば、改憲問題以前にまずは経済の立て直しや年金、子育てなどの福祉問題など、直接国民の生活にかかわる多くの優先すべき諸課題解決に向けました政策の推進に力点を置くべきと考えるものでございます。

以上、国民の一人として、そして個人としての思いをお伝えし、公式な回答とはなっておりませんが、置かれる立場と取り巻く状況をご理解賜りたくお願い申し上げます、答弁といたします。

次に、2件目のご質問、生活保護行政についてお答えします。生活保護制度におきましては、福祉事務所を持たない町村の住民に係る生活保護の決定等を行う実施機関は、生活保護法によって都道府県が行うこととされており、その際地元町村は申請を受け取り、都道府県に送付すること、そして保護金品を交付することなど事務の一部を担うものとされています。過日町議会一般質問以外の会議席上にて説明させていただきましたとおり、本町の場合、保護に係る最終権限は持ち合わせず、あくまでも法に定められた事務を執行する立場に置かれるものであります。本町の区域は、空知総合振興局の所管区域となっており、保護の開始や廃止、予算措置や給付等の制度実施は北海道の権限において行われているものであります。保護制度の事務のうち、申請受け付けや毎月の保護費交付の事務を本町が担っているものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

1点目のご質問、生活保護法改正案に対する所見と懸念についてであります。裁量権を持ち合わせない中で大変難しいご質問と受けとめますが、このたびの改正案は必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講

ずるという趣旨であるというふうに聞いております。近年の生活保護制度に対する国民の不信感や不公平感、さらには時代の変化に対応するための改正がなされるものと認識をしておりますが、制度の運用や手続が実際にどう変わるのかは現段階で不明確な状況にあり、議員の言われるいろいろな懸念もどんな形で生じてくるのかも見えない状況ではないかと思うところであります。しかしながら、住民に最も身近な行政機関であって、保護申請の受け付けを担っている町といたしましては、法改正され、実際に施行される場合にあっては、これまで以上に親身になった相談受け付けを行い、個々の事情に応じながら、真に保護をしようとしている人たちに確実に保護が実施されるよう振興局の調査や審査につなげていきたいと考えているところであります。

2点目、上砂川町における生活保護の実施についてであります。本町の生活保護の状況は、本年4月現在で173世帯、273人、全人口に対する保護率は千分率で72.9パーミルとなっています。5年前の平成20年の時点では67.5パーミルでありましたので、5.4ポイントの増加となっております。以降の数値は、空知振興局把握の平成24年度平均数値で申し上げますが、保護世帯のうち類型別割合で高齢者世帯が36%、母子世帯が14%、傷病、障害者世帯が35%、その他世帯が15%、また保護世帯中の稼働世帯は11%となっております。扶助別人員では、生活扶助が241人、住宅扶助205人、教育扶助36人、介護扶助23人、医療扶助221人といった状況にあります。高齢化の進行による高齢者の保護世帯が増加傾向にありますが、町としてはいずれにいたしましても空知振興局との連携を図りつつ、最後のセーフティーネットとしての生活保護制度が真に必要な人たちに確実に実施されるよう努めてまいりますことを申し上げます、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 大変適正かつ正確なお答えで、ありがとうございました。今後とも私もちと勉強して、いろいろなことについて確認していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） その他ないようでございますので、打ち切ります。

---

◇ 伊 藤 充 章 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 私は、平成25年第2回定例会に際し、通告いたしております1件についてお伺いいたします。

現在当上砂川町への移住、定住促進についての取り組みが行われているところであり、福祉バスふれあい号とパンケの湯温泉バスを利用した車体広告、さっぽろオータムフェスト等のイベント、広報、公式ホームページなどさまざまな周知活動と、またその実現に向けて移住定住体験ツアーの実施、移住定住奨励金制度の創設、移住についての相談会の実施と最大限の努力を重ねておりますのは私も存じており、またその不断の努力に敬意を表するものでございます。ですが、私の知るところでは、当上砂川町の観光施設であるパンケの湯には当町住民の方はもとより、近隣市町からも多くの方が利用してくださる状況となっております中、移住、定住についてのポスターやチラシの掲出、パンフレット等の配布を行ったことがなかったのではないかと記憶しております。また、私が調べたところではございますが、他市町より町内誘致企業へ通勤しておられる方々の多くが当町の移住、定住活動の内容をまだまだよく知らなかったりしております。

そこで、パンケの湯や町内誘致企業のご協力を仰ぎ、他市町より通勤して働いておられる方々へ向けた周知活動、パンケの湯を利用してくださる近隣市町に住まわれている方々に向けた周知活動、また必要に応じての相談会や説明会の開催を

都度してみてはどうかと思うのです。そして、当上砂川町の最大のイベントと言って過言ではない仮装盆踊り大会はやはり町外からも数々の方々が集まり、毎年大盛況となるイベントでございますが、この仮装盆踊り大会でも商工会議所のご理解をいただき、町外からご来場くださる方々に向けた看板等の設置や露店のご協力を仰いでのチラシの配布、アナウンス等何らかの周知活動ができないかと考えております。

さらには、他自治体との兼ね合いもありますので、なかなか難しいことは存じますが、近隣市町の企業やスーパー等でも移住、定住についての周知活動や相談会、説明会ができればなおよいと考えております。これらのさらなる移住、定住促進に向けての活動ができないかをお伺いいたします。

以上、答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） 1番、伊藤議員のご質問、移住、定住促進における活動についてお答えいたします。

本町は、石炭産業の閉山後、人口の流出が続き、人口減少問題は町政運営を進めるに当たり大きな行政課題の一つとなっております。このような状況のもと、人口減少対策としての移住、定住施策といたしまして、他市町からの移住と定住促進を図ることを目的に、町内に定住用の住宅を取得した場合の移住奨励金や町外からの転入者などに対する就職等奨励金の助成などの施策を推進しておりますほか、若年層の移住を図るため中央地区に若年層と高齢者の共同住宅を建設するなど住宅施策の推進、さらには上砂川町に居住している子育て世代から高齢の方に対しましても引き続き安心して暮らし続けられるよう各種施策の推進に努めているところであります。

議員のご質問の移住、定住促進における諸制度の周知の活動についてであります。移住、定住制度については町広報や町のホームページへの掲載ほか、本町へ転入された方に対しましては役場窓口において制度のチラシを配布し、詳細な説明を希望される場合は直接担当者が説明を行うなど周知活動に努めているところであります。

また、町内の誘致企業でありますマイクログラス社、京セミ社、共栄フード社などの町外から通勤している従業員に対しましては、従業員の休憩室にチラシの配布や説明会の開催も行ったところであり、そのほか移住希望者が町営住宅を活用し、上砂川町で生活体験ができる事業として上砂川町ちょっと暮らし体験事業といたしまして中央単身者住宅1戸をお試しハウスとして提供し、生活体験を通じて移住についての相談などを受けながら実施しており、毎年1名から2名の方の利用があり、現在は大阪府在住の方が今月1カ月間利用しているところでございます。

パンケの湯における周知活動であります。議員のご指摘のとおり移住、定住に係るチラシ配布等はしておりませんので、制度のPR等新たな移住希望者の掘り起こしにも資すると考えますことから、今後振興公社の協力を得ながら、チラシなどの配布等を行ってまいりたいと考えております。

また、近隣市町での説明会の開催についてであります。中空知広域市町村圏組合等が実施するイベントにおいて可能な限りチラシの配布や相談会等を実施しておりますが、引き続き周知活動に努めてまいります。今後も創意工夫をしながら、移住、定住促進の推進を積極的に進めてまいりたいと考えておりますが、これらの課題については一足飛びで解決できるものではなく、また行政の力だけでは限界もありますことから、議員各位におかれましては今まで以上、事業の推進へさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。伊藤議員。

○1番（伊藤充章） まことに真摯なお答えありがとうございました。

1点だけご質問させていただきます。町内企業の町外から通勤している従業員の方に対しての休憩室にチラシの配布や説明会の開催も行ったということでしたが、大体どれぐらいの頻度で毎年行われているものなのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） まず、上砂川に転入されてきた場合は、先ほど説明させていただきましたけれども、窓口でその都度制度について簡単でございますけれども、説明させていただいております。

企業に対しましては、昨年度につきましては1回説明会をさせていただいたところでございます。

以上でございます。今後も引き続き強化していきたいと思っております。

○議長（堀内哲夫） 伊藤議員、再々質疑ございますか。

○1番（伊藤充章） ございません。お答えありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問に対する質疑を終了いたします。

---

◎議案第27号 議案第28号 議案第29号  
議案第30号 議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第27号から日程第7、議案第31号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第29号 北海道市町村総合事務

組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第31号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

#### ◎派遣第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成25年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時40分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 川 岸 清 彦

署 名 議 員 吉 川 洋